

知的財産を巡る環境変化と対応に関する意見(営業秘密・模倣品・特許補償)《全文》

【意見の概要】

- 日本企業は、熾烈な国際競争に直面する中、知的財産の効果的・効率的活用に関内外で取り組むとともに、国内におけるイノベーションの活性化に向けた取り組みを進めています。
- ところが企業の台頭著しい新興国において、遺憾ながら営業秘密の不正使用や模倣品の流通事案が後を絶たず、日本企業は対応に追われています。
- また、いわゆる発明補償制度について依然として課題があり、イノベーションの活性化のための適切なインセンティブ制度の構築を推進する観点から、当該制度の見直しが必要です。
- 厳しい競争環境下における企業のグローバルな知的財産の活用や国内におけるイノベーションを促進するために、上記の課題に関して日本国政府が取り組むべき施策案につき、以下のとおりご提案します。

特許分野を中心として記述したもう 1 通の意見書の中でも述べましたとおり、経済のグローバル化が進む中、鉄鋼業界は他の業界同様に熾烈な国際競争に直面しており、特に近年は、我が国周辺諸国において鉄鋼需要が高まるとともに鉄鋼生産能力の増強が相次ぎ、これら諸国における競争がますます激化しています。

こうした中、鉄鋼業界各社は知的財産戦略のグローバル化を図っており、とりわけ周辺の新興国においても知的財産戦略を的確に立案・遂行すべく注力しているところですが、しかし、これらの国において、遺憾ながら技術情報等の営業秘密の不正使用が疑われる事案が発生しており、模倣品・模造品が流通する事案も後を絶ちません。勿論、各企業はこうした適正に対応すべく最大限の努力を払っておりますが、制度上の課題や現地の実情等に鑑みると、一企業による対応では限界があるのも事実です。

他方、こうした国際的な競争に勝ち抜くためには国内におけるイノベーションの活性化が不可欠ですが、特許法第 35 条を基礎とした現行の発明補償制度については紛争リスクの観点や企業における公平で柔軟なインセンティブ制度の設計といった観点からすると依然として課題があります。

日本企業が新たな技術を開発し、新興国企業に対して優位性を保ちグローバル事業展開するためには、知的財産を効果的・効率的に活用できる環境を国内・国外の双方で整備するとともに、国内におけるイノベーションを活性化することが不可欠です。政府には、こうした観点をも踏まえつつ新たな大綱を策定し、日本企業のグローバルな知的財産活動を支援していただきたいと考えており、その策定に当たり、具体的には以下の施策が推進されることを期待しております。

1. 営業秘密の保護強化

経済のグローバル化、新興国の技術力向上に伴う技術競争の国際的激化といった状況の中、企業が秘匿し守ってきたノウハウ・技術情報の漏洩が大きな問題となっており、こうした営業秘密の保護強化はわが国の産業競争力の維持の観点からも喫緊の課題となっています。

そこで、具体的には、例えば以下の事項に取り組んでいただくことを希望します。

- 海外に営業秘密を持ち出した場合の刑事罰の強化
- 法人に対する罰金刑の抜本的引き上げ(現行上限 3 億円)
- 国際的な営業秘密侵害訴訟における管轄権や準拠法の明確化
- 営業秘密の取得・使用に関する立証責任の軽減(あるいは転嫁)
(例: 不正入手が立証された場合における不正入手者による「使用」に関する挙証責任の被告(不正入手者)側への転換)
- 営業秘密の「適正管理要件」の充足性に関する立証水準の明確化
(例:「不正領得の意思を持った窃取者等に対しては営業秘密の管理実態を厳しく問わない」といった合理的要件適用・運用)
- 営業秘密侵害訴訟における証拠収集手続の多様化
(例: 裁判前証拠収集手続(証拠保全)の裁判所による積極的な運用、「訴えの提起前における証拠保全(民訴法 234 条)」における証拠提出を現状の任意から強制に変更、同一事案が刑事事件となった場合に刑事捜査で収集された証拠の民事事件における柔軟な活用、等)
- 差止請求権に関する消滅時効の起算点(侵害の事実と行為者を「知った時から三年間」)の明確化
(例: 事件の全体像に関する証拠が揃っていない(調査の端緒となる断片的な証拠が入手できただけ)段階では、時効が起算されないことの明確化)
- 営業秘密侵害品に対する水際措置の導入

2. 海外における模倣品対策の強化

鉄鋼業界においても中国製等の鋼材に日本鉄鋼メーカーのステンシルが付されて日本製として流通する事例が各国で発生しており、品質・性能を保証する書面であり鋼材製品に添付されて流通するミルシートが改変または完全に偽造される事例も後を絶ちません。企業としてもこうした事態に適切に対処して参りますが、政府としても、JETRO 等を通じた模倣品等取り締まり活動への支援の強化(現地の法制の調査や先行・類似事例の分析に基づく留意点の紹介、有益な対処方法の紹介、現地代理人の仲介など)や現地行政機関や各種団体とのより密接な連携が可能となるような定常的な交流や働きかけの強化といった活動に、引

き続き取り組んでいただくよう希望いたします。とりわけ、例えばステンシル模造は虚偽表示・商標権侵害に、ミルシートの偽造は私文書偽造や商標権侵害に、それぞれ該当するように、模倣品に関する行為の中には刑事処罰の対象となる不正行為が含まれていることも少なくないことから、政府としても、現地関係機関に対し厳正な対応を求めるなどの働きかけを積極的に行っていただくことを希望します。

3. 特許法 35 条の再改正

発明者に対する相当の対価(発明補償)については、2004 年の特許法 35 条の改正により一定の対応がなされたところですが、依然として紛争のリスクがある制度であるとの指摘があります。また、イノベーションや研究開発が組織的に行われる現代において特許出願に名を連ねる一部の発明者だけが法的保護を受ける制度を維持することはかえって企業内における従業者間の不平等を惹起することにつながりかねないとの懸念もあり、発明者以外も含むイノベーションに関わる社員等へのインセンティブに関する制度を任意に設計し運用することにより研究開発活動を活性化することが企業にとって、ひいてはわが国の産業競争力強化にとって、有用です。

こうしたリスクを解消し懸念を払拭して企業の知的創出活動をさらに活性化させるとともにわが国の産業競争力の強化を図るため、特許法 35 条については、発明に基づく特許を受ける権利を原始的に発明者の所属機関(法人)に帰属させるという、いわゆる「法人帰属」の制度が導入されることを希望します。

4. おわりに

日本企業が新たな技術を開発し、新興国企業に対して優位性を保ちグローバル事業展開するためには、上述のような知的財産の効果的・効率的活用に向けた施策や国内におけるイノベーション活性化のための施策の実現が不可欠です。

政府には、上記の要望をご検討いただき、具体的な施策として取り組んでいただくことを希望します。

以 上